

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

6月総会議事録

期 日 令和元年6月10日(月)

場 所 川崎町役場2階入札室

令和元年6月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(12人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	6番	政時 修	7番	松江 英幸
8番	大内田峰夫	9番	谷 照明	10番	原 健治
11番	原口 友博	12番	横田 裕子	13番	山下 理恵

3、欠席委員(1人)

5番	西山 一郎
----	-------

農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光
松崎 政臣	川根 節生
中島 隆	奥 俊英

4、本会事務局 局長：中野 新吉郎 係長：林勇 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第7番 松江委員 第8番 大内田委員

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 非農地決定(案)について(1件)

その他 福岡県農業会議田川支部農作業労働賃金協定表

事務局

みなさんこんにちは、定刻になりましたので、6月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は、13名中、12名の出席であり、定足数に達していますので、総会が成立しております。ただいまから総会を開催します。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、議長お願いします。

議長

(挨拶)

それでは議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明します。

まず4ページと7ページと10ページに航空写真が載っています。4ページにつきましては●●さん、7ページにつきましては、●●さん、10ページは●●さんの申請地であります。全部で9筆ありまして、目的は資材置き場と駐車場ということであります。詳細については1ページを朗読いたします。

番号1、譲受人住所、●●番地、氏名、●●、譲渡人住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、田、地積●●㎡、他5筆。譲渡人住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、田、地積●●㎡。譲渡人住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、田、地積●●㎡、他1筆。合計9筆で、合計面積●●㎡。申請理由は売買であり、申請目的は資材置き場及び駐車場ということです。当農地は、周囲に1㎡のコンクリートブロックを距離、488m、高さが5m分施工し、その中に盛土をして、中を資材置き場及び駐車場にする計画となっております。盛土の立方数はおおよそ23,000㎡程度と思われます。雨水等については既存の水路に利用し放流します。水利権の同意は得ていまして、当農地は農振地域農用地区域外の農地であり、転用区分は生産性の低い農地であるので第2種農地で判断でき、転用は可能と考えます。申請地は5,000㎡以上の転用であることから、承認後、福岡県農業会議ネットワーク機構で上程し、意見を求め、問題ないと回答いただければ県の方へ進達します。当農地は●●委員と●●委員に現地を確認していただきました。以上です。

議長

ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。

現地確認をした、農業委員の●●委員補足説明をよろしく願い
いたします。

●● 委員 みなさんこんにちわ。今朝確認をいたしました。●●さんのところ
は登記上、田になっておりますが、荒地であり、●●さんのところ
は一部畑を作っている状況で、●●さんのところは、昨年ま
で耕作をしておりました。売買ということで、転用は仕方ないか
と思っております。

議 長 ありがとうございます。ただいまの事務局と●●委員の説明につ
いて質疑のある方挙手をお願いいたします。

●● 委員 譲受人の●●というのは、どういう業者ですか。

事 務 局 主に建築土木施工業者をしております。

●● 委員 位置は六郎原池の上にありますか。

事 務 局 位置は浦の谷の秀峰園の道を真崎の方に向かって行っていくと
左側に見えます。

●● 委員 コンクリートを5mも埋め立てるということは土捨て場にする
のですか。

事 務 局 業者より聞いているのは、資材置き場にしたいので盛土にしたい
ということです。

原 委員 その盛土は残土ではないのですか。

事 務 局 そこは聞いておりません。

●● 委員 20,000 m³盛土をすることは、一回では到底無理なので、工事し
たのちの発生土を利用するのだと思いますが、その中に産業廃棄
物が含まれる要素があり、擁壁をしたとしても雨が降れば下に流
れる恐れがあると私は思います。

●● 委員 一番下から5m設置するということですか。

- 事務局 田ごとに5mなので段になります。
- 委員 つまり今の田の形と段の高さは変わらないということですね。
- 事務局 言い忘れておりましたが、一番下の●●さんの土地については道路の高さとなります。
- 委員 条件と付ける等しないと、許可はできないですね。
- 委員 田としては、深田で使いにくいのはわかっておりますし、場所は耕作していない土地も多いので転用に関しては問題はないと思いますが、ブロックを5mもあげることが、土捨て場にする疑惑がありますね。
- 委員 建物を建てる際は建築基準法等があると思いますが、そういうのがありますか。
- 事務局 3000 m³以上の盛土をする場合は、県の許可が必要です。
- 委員 それならば、盛土について審査する機関があるのであれば、農業委員会としては転用箇所等について適当か答えを出すべきではないでしょうか。盛土等については審査する機関にお任せすべきだと思います。
- 事務局 基本的に産業廃棄物を捨てるのは違法になりますので、論外の話だと思います。
- 委員 ●●についてもうすこし、説明お願いします。町の指名業者等ですか。
- 事務局 町の指名業者ではありません。●●市より川崎町へ引っ越してきて、事業をするようです。現段階で引っ越ししています。
- 委員 楠木池に水が入りますが、そのあとに六郎原池に水が入りますね。
- 事務局 最終的には入っています。
- 委員 それならば、盛土に産業廃棄物が混入し、有害物質が六郎原池に

入ったりするのは困りますので、条件付きで許可するのはどうでしょうか。産業廃棄物を捨てないというような誓約書というのはどうでしょうか。

事務局 つまり皆さんの意見をまとめさせていただくと、農地の転用については仕方ないということですね。そしてみなさんが心配しているのが、盛土に産廃を捨てることを懸念されているということですね。つまり、許可する条件として誓約書を添付してもらうこと、県の方に盛土の許可申請をするときに、町の方からも県に対して産業廃棄物を捨ててないか注意しながら許可をだしてくださいと伝えるという形で対応するというところでよろしいですか。

●● 委員 それは法的な拘束力はないということですよ。

事務局 ないとしても、実際に捨てていたら罰則があります。

●● 委員 水利承認は東川崎行政区にも承認をとってほしいです。

事務局 それは業者に対して指導しておきます。

事務局長 誓約書の文面については、またこの場所でというのはなかなか難しいと思いますので、会長と副会長に確認するというところでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 いろいろ意見が出ましたが、先ほど事務局長が言ったような段取でよろしいですね。それではお諮りします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認し、福岡県農業会議ネットワーク機構に上程し、意見を求めるという形をとります。よろしくお願いたします。

議長 それでは、続きまして、議案第2号非農地決定（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号非農地決定（案）について説明いたします。最初に11ページをお開きください。12ページの図面で緑色で囲っているところは、前年度3月の総会にて非農地決定の承認をい

ただいたところであり、今回は赤で囲っているところです。15筆ございます。11ページを朗読します。番号1、申請地、●●番地、登記地目、田、地積、●●㎡、所有者、川崎町、所有者住所、川崎町大字田原789番地の2です。以下14筆あります。合計15筆、田が14筆、畑が1筆、地積合計が12,745㎡、田が12,275㎡、畑、470㎡、所有者は田、畑ともに一人で川崎町です。12ページを再度お開きください。場所は筒丸のリンゴ園の奥になります。13ページに航空写真があります。14ページから28ページまでが現況写真を添付しており、当農地は●●農業委員と●●推進委員と現地確認をおこないました。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、現地確認をした●●委員さん補足をお願いします。

●●委員 5月24日に事務局と●●委員と私と役場の管財課と現地確認を行いました。航空写真で見ていただくと分かるように本当に山の中です。15筆ありますが、木をかき分けてはいるようなところばかりでした。写真で現況写真がついておりますが、今回の農地がどれにあたるのか見てもわからないと思いますが、全農地を見て回りました。農地に復活できる可能性はないと思われま。ほとんどが、山林に植林した中に囲まれた荒地になっています。いろんな雑木が生えておるような状況です。何十年も耕作されていないところですので非農地にするのもやむを得ないという判断をわたしどもは致しました。報告は以上です。

事務局 補足説明ですが、本来であれば、町が農地を持つことはできないのですが、昔、筒丸の人たちに安宅に桜木団地に降りてきてもらう時に、あなたたちの田は町が買収しますので降りてきてくださいとなったときの残地がこの箇所になります。

議長 説明が終わりましたので、質疑がある方は挙手をお願いします。
(なし)
お諮りします。
議案第2号番号2の非農地決定(案)について原案通り賛成の方は挙手をお願いします。
賛成多数のため、議案第2号番号2について原案通り承認いたします。
続きまして、福岡県農業会議田川支部農作業賃金協定表について

事務局は説明をお願いします。

事務局 前回の総会をお願いしておりましたが、協定表について提出をお願いいたします。以上です。

議長 他何かございますか。

事務局 平成31年度の活動記録簿のコピーをとるので事務局に提出をお願いします。そのとき右上に名前を記載してください。それと農業新聞と農業者年金の推進をよろしくお願いいたします。

別紙で準備しておりますが農地パトロールの日程表（案）を作成しています。これで今年も行いたいと思いますが、都合が悪い場合は早急にご連絡をお願いします。なお8月9日については先に総会を9時に行い、終わり次第出発式を行います。

併せて、もう一枚別紙があると思いますが、「シンポジウム目指せともに改革する農業」という研修会ですが、7月24日にありますので、皆さんで参加したいと思います。7月12日が出欠の締め切りとなりますので、次回の総会のときに出欠をとります。できる限り皆さんで出席したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。バスはマイクロバスを準備し、昼食については行きの途中で昼食をとっていきたいと思います。

事務局 長 事務局としてではありませんが、2点、報告をしたいと思っております。株式会社川崎De愛が直売所を運営しておりましたが、4月1日から、川崎町農産物直売所De愛出荷者組合が運営するようになりました。

2点目は、株式会社川崎De愛が、特産品加工品の製造販売と、農作業の作業受託をするようにしております。農機具についてもすでに購入しておりまして、地方創生推進交付金を活用し、ほぼ、国の予算で購入できました。それを株式会社川崎De愛に貸して、それを使って、オペレーターが作業する形になっております。今農家の方は高齢化が進んでおりまして、機械で作業をすることが困難であったり、田植え機が壊れたので、田植えだけをしてほしいとか、コンバインが壊れたので、稲刈りだけしてほしい等の要望がこれから増加すると思われるので、そういう事業をするようにしております。そういう要望を聞いたときに、ぜひ役場に来るように勧めていただきたいと思っております。

- 委員 料金表等がありますか。
- 事務局 長 料金表については先ほどの協定表を参考にし、作りやすい場所や作りにくい場所があると思いますが、そこについては、何割か増減するように考えております。
- 議 長 その他何かございますか。
- 委員 (産廃の関係)
- 議 長 その他何かございますか。
- 委員 田植えも終わって、農地パトロールがありますが、その中で、慰安も兼ねて研修旅行をしたいと考えております。資料を準備したのでご覧ください。令和元年9月7日から8日に予定しております。行先は熊本県小山町熊本県有機農業研究会ですが、テーマは葉物・根物にかかる有機農業について勉強したいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。
- 委員 福岡県農業会議田川支部農作業労働賃金協定表は無記名でもいいですか。
- 議 長 その他何かございますか。
(なし)
ないようですので、打ち切ります。本日の議題はすべて終了しました。次回の総会は、7月10日水曜日13時30分より開催予定です。それでは令和元年6月の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後8時15分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

7番委員 _____

8番委員 _____

議 長 _____